**平成２２年（フ）第３３４２号**
横浜市青葉区鉄町1284番地２　エミネンス惣代Ａ―103
債務者　山本　和子
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３３７５号**
横浜市南区唐沢41番地　カサ・デ・サンタマリア101
債務者　富樫　香織（旧姓石野）
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３３９３号**
横浜市金沢区六浦３丁目34番９―601号
債務者　府川久美子
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３４１３号**
横浜市金沢区富岡東３丁目21番22号
債務者　澁谷　隆雄
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３４３６号**
神奈川県茅ヶ崎市甘沼200番地１―123号　グランドヒル
債務者　柳井　三枝
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１４３号**
熊本県水俣市洗切町16番３号
債務者　蔀　　繭子
１　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月21日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

**平成２２年（フ）第１５６号**
熊本県八代市竹原町1514番地２
債務者　村田　舞子
１　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月21日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

**平成２２年（フ）第６９号**
熊本県人吉市富ケ尾町40番地６麓団地２号
債務者　上村　和弘
１　決定年月日時　平成22年12月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月28日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

**平成２２年（フ）第８４４号**
愛知県碧南市浜寺町１丁目53番地
債務者　磯貝　勇季
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第３４０６号**
横浜市港北区大曽根２丁目49番14号　ジョイフルオークラ№31　201号
債務者　盛川　久美
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３４０７号**
横浜市緑区三保町2570番地２　市営三保みどり台住宅６棟501号
債務者　田中　梨乃（旧姓金澤）
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３４０９号**
横浜市南区永田みなみ台１番３―1010号
債務者　横田　祐子
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３４１４号**
横浜市泉区緑園６丁目４番地４　山王台ハイツＢ202
債務者　笠井　孝代
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第６６０号**
岡山県加賀郡吉備中央町宮地2769番地２
債務者　大月智恵子
１　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第７３９号**
岡山市北区矢坂本町13―１　立森アパート２階２号室、住民票上の住所岡山県総社市井手354番地１
債務者　片山　成雄
１　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第７８８号**
岡山県倉敷市林1136番地４　５―204
債務者　高塚　義男
１　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部